九　その他参考となるべき事項

(一)　本件について、令第二条第三項の規定において中国を原産地とする指定貨物の生産者が明確に示すこととされている特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実には、以下の事実が含まれるものとする。

イ　価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府（当該指定貨物の原産国の中央政府、地方政府又は公的機関をいう。ニにおいて同じ。）の重大な介入がない事実

ロ　主要な投入財（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実

ハ　労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実

ニ　生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実

ホ　会計処理が、国際会計基準又はそれに準じた形で適切に行われており、財務状況が非市場経済的な要因により歪められていない事実

(二)　証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供の宛先

東京都千代田区霞が関三丁目一番一号　財務省関税局関税課特殊関税調査室

(三)　その他

イ　本調査は日本語で実施することから、証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供は日本語の書面により行うものとする。ただし、これらの原文が日本語以外の言語によるものである場合は、当該原文に加え日本語の翻訳文を添付するものとする。

ロ　利害関係者等に回答を求める質問状等及び回答の提出方法等の情報は、財務省及び経済産業省のホームページで確認することができる。

○財務省・農林水産省告示第五号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成三十年四月十八日

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　（略）	一　（略）
二　法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。	二　法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
十四年以下	年二厘
十四年を超え十五年以下	年二厘一毛
十五年を超え十六年以下	年二厘四毛
十六年を超え二十五年以下	年三厘

三　法別表第五第三号の1に掲げる資金（同号の1の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
十四年以下	年二厘
十四年を超え十五年以下	年二厘一毛
十五年を超え十六年以下	年二厘四毛
十六年を超え三十五年以下	年三厘

償還期限	利率
十三年以下	年二厘
十三年を超え十四年以下	年二厘二毛
十四年を超え十五年以下	年二厘五毛
十五年を超え二十五年以下	年三厘

三　法別表第五第三号の1に掲げる資金（同号の1の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
十三年以下	年二厘
十三年を超え十四年以下	年二厘二毛
十四年を超え十五年以下	年二厘五毛
十五年を超え三十五年以下	年三厘

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。